

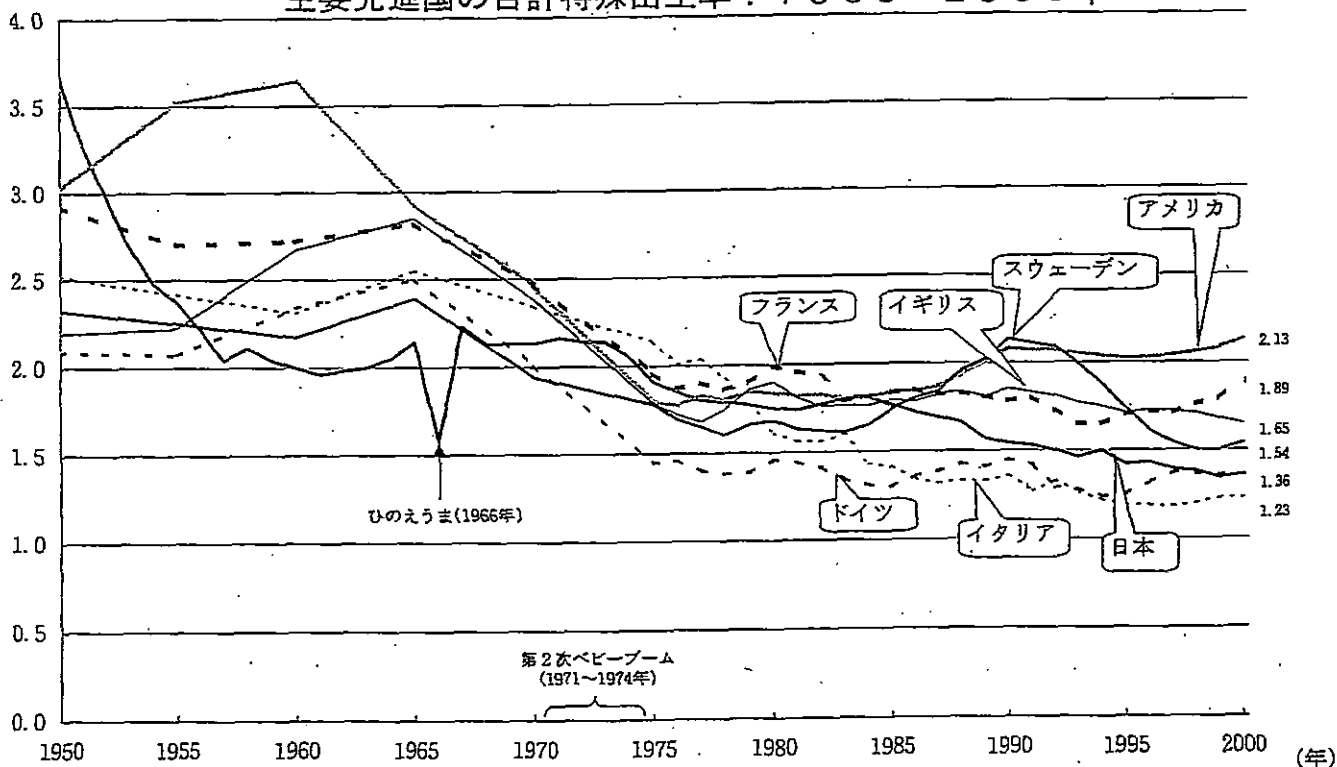
○ 先進諸国の合計特殊出生率の状況

1970年代から80年代にかけて、一貫して下がっているが、1980年代後半以降、引き続き下がり続ける国と下げ止まりないし上昇している国もある。

○ 先進国における合計特殊出生率の推移

	日本	アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	イタリア
1950年	3.65	3.02	2.92	2.19	2.32	2.05 (1951)	2.52
1980年	1.75	1.84	1.99	1.89	1.68	1.46	1.61
現在	1.33 (2001)	2.13 (2000)	1.89 (2000)	1.65 (2000)	1.54 (2000)	1.36 (2000)	1.23 (2000)

主要先進国の合計特殊出生率：1950～2000年



出典：諸外国 UN, Demographic yearbook及びCouncil of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America  
 日本 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

少子化に関連する主要国の取り組み

	アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	日本
合計特殊出生率の動向	80年代始めから70年代半ばに大きく低下したが、その後上昇し、90年代は2以上で推移。 [2000年 2.13]	80年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定的に推移。近年は上昇の傾向。 [2000年 1.89]	60年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定的に推移。近年、やや低下の傾向。 [2000年 1.85]	60年代後半から80年代前半にかけて低下後、一旦上昇に転じたが、00年を境に再度低下の傾向。 [2000年 1.64]	80年代後半より低下し、近年は94年に1.24と最低を記録するなど低水準で推移。 [2000年 1.36]	70年代半ば以降、低下傾向が継続。 [2001年 1.33]
〇人口 〇年少人口割合 〇老年人口割合	〇人口 26,780万人:97年 〇年少人口割合 21.8%:97年 〇老年人口割合 12.7%:97年	〇人口 5,850万人:97年 〇年少人口割合 19.8%:93年 〇老年人口割合 14.5%:93年	〇人口 5,900万人:97年 〇年少人口割合 19.3%:96年 〇老年人口割合 15.7%:96年	〇人口 880万人:97年 〇年少人口割合 18.8%:96年 〇老年人口割合 17.4%:96年	〇人口 8,270万人:98年 〇年少人口割合 16.1%:96年 〇老年人口割合 15.7%:96年	〇人口 12,693万人:00年 〇年少人口割合 14.6%:00年 〇老年人口割合 17.4%:00年
現況 女性の労働力率 (2000年、日本は2001年 かっこ内は男性)	20~24歳 73.3%(82.8%) 25~34歳 76.3%(93.4%) 35~44歳 77.3%(92.6%)	20~24歳 48.9%(55.5%) 25~34歳 78.8%(93.7%) 35~44歳 79.9%(95.9%)	20~24歳 68.9%(81.9%) 25~34歳 75.3%(93.8%) 35~44歳 77.2%(93.3%)	20~24歳 61.6%(70.0%) 25~34歳 81.9%(93.6%) 35~44歳 87.9%(92.2%)	20~24歳 68.8%(79.0%) 25~34歳 76.3%(93.9%) 35~44歳 78.9%(98.4%)	20~24歳 75.1%(71.7%) 25~34歳 56.8%(98.8%) 35~44歳 66.4%(97.7%)
助産 就業者のパートタイム 労働者比率(2000年)	女性 18.2% 男性 7.9%	女性 24.3% 男性 5.3%	女性 40.8% 男性 8.4%	女性 21.4% 男性 7.3%	女性 33.9% 男性 4.8%	女性 41.3% 男性 8.2%
育休 出産休業の期間等	連邦レベルでの期間の定めはないが、各州ごとに定められている区画を理由とする休業と同じ長さの休業が保障されている	第2子までは、予定日前8週間・出産後10週間。第3子の場合は18週、3人以上の多胎児の場合は22週に延長。	予定日前・出産後計18週間	出産前後各7週間	予定日前6週間・出産後8週間	予定日前6週間・出産後6週間
育休 取得可能期間	〇生後又は養子縁組後1年間に12週間 〇全日休業	〇3歳に達するまで最長3年間 〇全日休業、パートタイム労働(最長で通常の労働時間の80%)	〇5歳に達するまで13週間 ただし、1年につき最大4週間(取得は1週間単位)	〇全日休業型:生後18月まで 〇パートタイム労働型 :18月以降8歳に達するまで	〇3歳に達するまで最長3年間 〇全日休業。ただし、30時間を超えない範囲で勤務できる。	〇1歳に達するまで最長1年間
育休 休業中の所得保障	〇無給	〇労働時間貯蓄制度により収入を得ることも可能な場合あり。また、第2子以降は育児手当(最高で月3,039フラン)の支給が可能。なお休業中は原則無給。	〇無給 ※99年に育児休業制度が成立し、同年12月に施行。	〇親保障により、休業中最初の12月間は80%の所得保障。次の3ヶ月間は定額の最低保証額による所得保障。	〇2歳未満児を養育する者に対して、育児手当(出産手当と合わせて月600マルク:約4万円)が支給。 〇社会保険料の免除制度あり。	〇賞金の40%を雇用保険から給付。社会保険料の免除制度あり。なお、休業中は実態として17%の事業所で金銭給付がある。
育休 取得状況	〇女性の38%、男性の34%が取得。(2000年前後の全国調査。州による違いはある。)	〇取得者の85%以上が女性	〇男女とも12%が取得。(1,000人対象の2000年調査。制度設計時は女性40%、男性10%が目標。)	〇取得者の約30%が女性(取得日数の約10%)	〇取得者の88%が女性 〇連邦育成補助金法改正・施行(2001)(育児休業の両側の同時取得等)	〇有子女性の56.4%、男性の0.4%が取得。男女比で女性97.6%(99年度調査)
育休 復職の保障	〇育児休業前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利があり、使用者による損害賠償により担保。	〇育児休業前と同じ又は同等程度の職に復帰でき、罰金、使用者による現職復帰、解雇手当金等の支払いにより担保。	〇出産休業前の労働条件を下回らない条件で復帰でき、裁判所による現職復帰命令、再雇用命令等により担保。(イングランド、97年)	〇育児休業前と同程度の職に復帰できる。使用者による損害賠償により担保。	〇育児休業前と同程度の職に復帰できる。	〇事業主に対して、育児休業後の再雇用につき特別の配慮を行う努力義務が課されている。
保 低年齢児の主要サービスの 種類と利用数・定員 (利用数・定員抽出期間4年)	保育所 182万人、保育校 115万人 :学齢前 家庭保育 214万人 :学齢前(93年) ※全国統一制度なし	集団型保育所 13.8万人:3歳未満 家庭型保育所 5.9万人:3歳未満 個別保育者 29.3万人:6歳まで (97年)	保育所 19.4万人:5歳未満 個別保育者 36.5万人 :学齢期まで、半分以上が5歳未満	保育所 9.3万人:3歳未満 家庭型保育所 2.5万人:3歳未満 (97年)	保育所 15.1万人:3歳未満 個別保育者 不明 ※全国統一制度なし	保育所 55.2万人:3歳未満 (182.8万人:就学前 (2001年4月現在))
保 (参考)就学前児童数	母親(既婚)が就業する5歳未満児数: :894万人(93年)	3歳未満児数:214万人(98年)	5歳未満児数:315万人(98年)	3歳未満児数:29万人(97年)	3歳未満児数:240万人(94年)	3歳未満時数:345万人(2001年)
保 個別保育者、家庭保育の 位置づけ等 需給状況	〇州政府等の認可を受けたものと認可外のものがある。 〇母親(既婚)が就業する5歳未満児数に対する利用者数 保育所→18%、保育校→12%、家庭保育→22%(その他には、親やベビーシッター等)	〇保育所が不足 〇3歳未満児数に対する集団型保育所定員の割合→9%	〇保育サービス全体が不足 〇5歳未満児数に対する保育所・個別保育者定員の割合→10%程度	〇コミュニティが実施責任(保育所との区別なし) 〇特種はほぼ解消 〇3歳未満児数に対する保育所・家庭型保育所利用者数→41%	〇州によっては個別保育者利用への補助制度あり 〇旧西独の保育所が不足 〇3歳未満児数に対する保育所利用可能人数の割合→6% (旧西独 2% :旧東独 41%)	〇家庭的保育事業を実施する市区町村に対し、必要な経費を補助 〇地域によって需給に偏在あり 〇3歳未満児数に対する保育所入所児童数の割合→16%
税制 控除制度の有無	〇児童扶養控除あり 〇保育費用対象の控除あり 児童手当制度なし	〇家庭除税制度(N分N乗方式) 〇育児経費について控除あり	〇児童扶養控除制度あり	〇児童扶養控除制度なし	〇児童扶養控除制度あり (児童手当との選択制)	〇児童扶養控除制度あり
税制 支給対象及び所得制限の有無	第2子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第2子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。原則所得制限なし。	第1子より。就学前まで。所得制限あり。
税制 支給月額(99年) ※フランス・スウェーデンは98年 ※円への換算レートは 99年4月1日現在 (参考)平均資金 (製造業、月額)	子ども2人計 682フラン(1.4万円) 3人計 1,586フラン(3.1万円) 4人計 2,430フラン(4.8万円) 5人計 3,407フラン(6.8万円) 第6子以降の子ども1人あたり 874フラン(1.7万円)	第1子 62.4ポンド(1.2万円) 第2子 41.6ポンド(0.8万円) ※週当たりの支払い額を規定	第1子 750クローネ(1.1万円) 第2子 750クローネ(1.1万円) 第3子 950クローネ(1.4万円) 第4子 1,350クローネ(2.0万円) 第5子~1,600クローネ(2.2万円)	第1子 250マルク(1.7万円) 第2子 250マルク(1.7万円) 第3子 300マルク(2.0万円) 第4子~350マルク(2.3万円)	第1子 0.5万円 第2子 0.5万円 第3子~ 1.0万円	
その他	〇ブライオリティカード 子供が3人以上いる家族会員について 鉄道料金割引など					

(人口問題調査会「少子化に関する諸外国の取り組みについて」(平成11年6月)を一部修正)

## 日本及び諸外国における育児期間等に係る配慮措置と育児休業制度

国名	育児期間の取扱い	
		(参考) 育児休業制度
日本	育児・介護休業法上の育児休業を取得する労働者について、当該期間における厚生年金保険料が免除される。(この間は、直近の標準報酬をもとに年金額が算定される。)	○対象者 日々雇用及び期間雇用を除く労働者 ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが1歳に達するまでに連続した期間(子ども1人につき1回)
ドイツ	◎ <u>育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす</u> ◎さらに、2002年施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で、報酬を年金計算上高く評価する措置がとられることになった。	○対象者 男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが3歳に達するまでの3年間、(ただし、このうち1年間については、使用者の同意があれば3歳から8歳までのうちの1年間に取得できる。)
イギリス	◎ <u>家庭責任のための保全措置</u> <u>16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がないものについては、基礎年金の額の算定に当たって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(又は20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。</u>	○対象者 1年以上勤続している男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが5歳に達するまでの13週間、ただし、1年につき最大4週間
フランス	◎ <u>女性の被保険者が、子の16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定に当たって、子1人につき2年間加入期間が加算される。</u> ◎さらに男女とも少なくとも3人の子を養育(16歳になるまでの間に少なくとも9年間自身か配偶者が養育したことが要件)した被保険者は、年金額を10%加算	○対象者 男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇、労働時間の短縮 ○期間 子どもが3歳に達するまで原則として1年間(1年単位の延長を2回行うことが可能。)
スウェーデン	育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保障される一定の配慮を行っている 育児期間については、 <u>所得の喪失や減少があった場合、</u> ① <u>子の出生年の前年所得</u> ② <u>16歳以上65歳未満の全加入期間の平均所得の75%</u> ③ <u>現実の所得に基礎額(37,300クローネ)を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う</u>	○対象者 男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇、労働時間の短縮 ○期間 全日休暇は子どもが生後18ヶ月 労働時間の短縮は、子どもが8歳未満又は小学校1年生終了まで。
アメリカ	特に措置はとられていない	○対象者 50人以上の労働者を雇用している事業主に12か月間雇用されており、直近12か月間に最低1,250時間の労務に服している労働者 ○形態 全日休暇 ○期間 1年間に付き12週間

(注) 諸外国における育児休業制度については、平成9年の旧労働省調査による。

## ドイツ・フランスにおける家族政策と年金制度

	ドイツ	フランス
家族政策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族政策においては一貫して慎重な立場をとっており、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすにすぎないという考えを基本に置いてきた。</li> <li>○児童手当や税控除など有子家庭の経済支援に加え、育児休業の充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦後一貫して、出生促進目的の家族政策（手厚い児童手当や所得控除、高水準の公的保育サービス等）を実施。</li> </ul>
年金制度における施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1986年に1年間の児童養育期間が導入され、当該期間については保険料免除の上、平均賃金75%相当の保険料納付とみなされた。</li> <li>○その後、児童養育期間が3年に延長され（1992年）、保険料のみなし納付額は平均賃金の100%に引き上げられた（2000年）。</li> <li>○こののみなし規定は同時期の保険料納付済期間に対して追加的に算入される。</li> </ul> <p>※1992年の連邦憲法裁判所決定では、年金保険について、当時既に導入されていた児童養育期間の制度を前提に、子の養育について一層の配慮を求める判断が示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○16歳未満の子供を持つ女性被保険者で、最低9年間養育していた者について、子1人につき2年の期間加算。</li> <li>○父親、母親を問わず、被保険者が育児休暇を取得した場合には、その取得期間について加算。</li> <li>○子を3人以上養育した年金受給者に対して、年金額の10%を「育児加給」として加算。</li> <li>○保険料拠出期間30年以上で、3人以上の子供の母親である労働者については、最高の給付乗率（50%）を保障。</li> </ul>
出生率の動向	<p>低推移で推移（統合後、一時低下）</p> <p>1. 24（1994年）→1. 36（2000年）</p>	<p>比較的高水準で推移し、近年は上昇傾向</p> <p>1. 65（1994年）→1. 89（2000年）</p>

（出所）古瀬徹・塩野谷祐一編「先進諸国の社会保障4ドイツ」（東京大学出版会）

藤井良治・塩野谷祐一編「先進諸国の社会保障6フランス」（東京大学出版会）

阿藤誠（主任研究者）「先進職の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」（厚生科学研究費平成11、12年度報告書）

日本労働研究機構欧州事務所「フランスの社会保障制度の概要—年金制度及び年金改革の動向を中心に—」（特別レポートVol. 4）

日本労働研究機構欧州事務所「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」（特別レポートVol. 5）

年金研究総合センター「年金と経済」（Vol. 20 No. 5）「ドイツの年金改革」（府川哲夫）「フランスの年金改革」（岡伸一）等

## ドイツ年金保険についての 1992 年独連邦憲法裁判所決定における判断

子を養育する者と子のいない者との社会保険における公平の問題に関しては、年金保険の児童養育期間（平均賃金の一定割合に相当する賃金に見合った義務保険料が納付されたとみなされる。当初は、子の誕生後 1 年間に付いて平均賃金の 75% に相当する賃金とみなすこととされていた。）について、92 年の連邦憲法裁判所決定では、当時既に導入されていた児童養育期間の制度を前提に、子の養育について一層の配慮を求める判断が示されている。

なお、年金保険の児童養育期間については、92 年改革で 3 年間に期間延長され、さらに 99 年改革で平均賃金の 100% に相当する賃金とみなすこととされている。

- ・ 基本法第 6 条からは、家族負担調整に関する国の一般的な義務が導き出せるだけで、調整の具体的な内容は立法者の裁量に委ねられており、むしろ、基本法第 6 条第 1 項と結びついた基本法第 3 条第 1 項が検討の基準となる
- ・ 世代間契約に基づく賦課方式の財政システムをとっている年金保険は、保険料を負担する次の世代なしには存続し得ない。したがって、子を養育する者は、それによって年金保険制度の維持に貢献している
- ・ それにもかかわらず、子を養育する者は、そのために就労できなくなり、収入が減少するだけでなく、将来の年金額も少なくなるという不利な状況におかれている
- ・ 子を養育する者が、年金保険において、このように不利な状況におかれていることは、年金保険法の規定を通じて調整されるべきである
- ・ ただし、その際には、立法者に広範な裁量が認められる

※ 基本法はドイツの憲法に当たるもの。

基本法第 3 条第 1 項 すべての者は法の下に平等である。

基本法第 6 条第 1 項 婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。

本資料は、松本勝明「介護保険の保険料負担と子の養育—ドイツ連邦憲法裁判所決定を巡る論点—」（社会保険旬報 No. 2110（2001 年 9 月 11 日））等を基に事務局においてまとめたもの。